

外国人材活用・定着促進事業費補助金交付事務取扱要領

(趣旨)

- 1 外国人材活用・定着促進事業費補助金の取扱いについては、富山県補助金等交付規則(昭和37年富山県規則第10号)及び外国人材活用・定着促進事業費補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(富山就職プログラムの条件)

- 2 要綱第2条第3項の条件は、次に掲げるものとする。

(1)日本語教育

ア 日本語教師の資格を有する者を教師として日本語教育を実施すること。

(※「日本語教師の資格を有する者」は、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和五年法律第四十一号)附則第2条に規定する認定日本語教育機関の教員に関する経過措置の適用を受ける者を含む。)

イ 日本語検定N3相当を目指すこと。

所要時間：原則450時間以上の学習時間を確保されていること。

(※ただし、日本語検定N3以上を取得している者は除く。)

ウ 日本語能力検定を受験させるなど、日本語習得レベルの効果測定を実施すること。

(※ただし、日本語検定N3以上を取得している者は除く。)

(2)研修

日本語教育に加え、原則8時間以上、日本のビジネスマナーや富山県の生活環境・ルールに関する研修を実施すること。

(3)その他

必要に応じて個別指導を行い、日本語の習熟度が低いマッチングした外国人材への学習面のフォローを行うこと。

(外国人材入国後サポート業務の条件)

- 3 要綱第2条第4項の条件は、次に掲げるものとする。

(1) 紹介元の人材紹介会社の実施する、マッチングした外国人材入国後の公的手続き支援、各種相談への対応、トラブルサポートなど、入国後の外国人材をサポートするための支援であること(在留資格「特定技能1号」に対する支援を含む)。

(2) (1)の条件に合致するか等の疑義が生じた場合は、県外国人共生社会推進課に事前に協議し了承を得ること。

(補助対象経費)

- 4 補助対象経費については、次のとおりとする。

- (1) 交付決定の日から当該年度末までに実施する事業を対象とする。
- (2) 事業のうち、補助金の交付決定前に実施した部分については、補助対象外とする。
- (3) 事業のうち、雇用している外国人から参加費等を徴収する場合、その金額については補助対象外とする。
- (4) 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- (5) 次に掲げる経費については、要綱第4条の表のその他外国人材の受入に必要な経費で知事が適当と認めるものとししないものとする。

ア 補助事業者の人件費及び旅費

イ 飲食費

ウ 各種許認可の申請に要する経費

エ その他補助金を交付することが適当でない認められる経費

附 則

この要領は、令和7年5月1日から施行する。